安心して暮らせる 生活に役立ててください 制度を活用 「二本松づくり」をしてい れ で行 からもより住みやす 7 l 11 るさまざま 皆さんの

今まであ 平成27年度から始ま 内容を充実させました。 業をご紹 介します。 た事 ·業も、 た より



# 二本松市で 子育て

# 子育て

# 男性特定不妊治療助成

男性不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図 るため、41歳未満(妻の年齢)の方を対象に平成27年 4月1日から男性不妊治療費の一部を助成する制度 を追加しました。

#### 助成内容

助成回数は年2回。通算5年で10回が上限。

#### 助成額

治療に要した費用から福島県特定不妊治療費助成 事業実施要綱の規定による助成金の額を減じた額 とし、当該特定不妊治療1回15万円まで。

#### 対象となる治療

保険適用とならない方法以外に、妊娠の見込みが 極めて少ないとの医師の診断があること。

#### 助成が受けることができる方

福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき 助成の決定を受けた方で市が定める要件を満たす方。

### 産後1カ月健診を実施

産婦の健康状態に対する支援や経済的支援を目的 とし、市民である産婦の方に、公費負担による産後 1カ月健康診査を実施します。

4月1日から産後1カ月健康診査を受診される方 から該当になります。

○問い合わせ…健康増進課保健係 **2** (55)5110

# 子育て

そし

て彼らをサ りの

ポ 0

1 卜

る

周

家

族

皆さんを

応援するため

子育てをがんば

って

2婦さん

二本松市に住む若い

### 出産時交通費助成事業

出産のため緊急時に利用したタクシー代を助成しま す。「二本松市出産時交通費助成利用券(タクシー利用 券)は、母子手帳交付時に一緒にお渡ししています。 対象者 市内に住所がある妊婦または産婦 助成開始時期 平成27年4月1日の出産から該当

助成内容 出産時の入院または退院する際のタクシー 代1回分

- ※入院で出産に至らない場合でも、1回の利用と見
- ※タクシーの利用範囲は、「福島県内の出産医療機 関⇔県内の居住地」です。

#### 利用方法

#### その1)指定タクシーを利用する場合

- ①予約の際、本事業による利用であることを伝える。 ②母子健康手帳を持参し、必要事項を記入したタク シー利用券を運転手さんに渡す。
- 【指定タクシー業者】昭和タクシー株式会社☎(22)1155 丸やタクシー本社☎(46)2311

丸やタクシー二本松営業所☎(22)2744

#### その2)指定タクシー以外を利用する場合

- ①運転手の方に、必要事項をタクシー利用券に記入 してもらい、料金を立て替え払いの上、領収書を
- ②二本松市出産時交通費助成請求書に領収書とタク シー利用券を添えて、健康増進課に提出する。

#### タクシー券を利用しない方は

## 2,000円分のガソリン代を助成します

タクシー利用券と引き換えに交付されたガソリン助 成券に必要事項を記入し、市内指定給油所に提出する と、ガソリン2,000円分の助成が受けられます。

# 二本松市で暮らす



## 暮らす 1

# 二本松市内に新築住宅を取得(平成27年4月1日以降に契約)した方へ

二本松市内に定住する意思を持ち新築住宅を取得した方に、定住促進住宅取得奨励金を交付します。

#### 支給対象者

40歳未満の方

**72** 万円を 一括支給 申請時に年齢が40歳未満で、配偶者または年齢が18歳未満の子を有していること 等の要件を満たす方

下水道の排水区域において請負(売買)契約日から奨励金の実績報告までの期間に 支払った下水道事業受益者負担金がある場合には、その支払額について28万円を上 限額として加算します。

### 平成25年4月1日以降に新築住宅を取得された方は旧制度を利用できます

月額2万円を3年間支給します。ただし、本事業は平成28年3月31日で終了となります。詳しくは、企画財政課までお問い合わせください。

# 新たに転入する方

**50**万円を 一括支給 新たに二本松市へ転入し、新築住宅を取得される方(年齢制限なし)

新築工事の請負(売買)契約日から起算して1年前以内に本市に住所を有していないこと等の要件を満たす方。

**申請方法** 契約前に申請の可否を企画財政課に確認した後、請負(売買)契約の締結後1カ月以内に必要書類を 添付し申請する。

申請受付期限 平成28年3月31日

# 暮らす 3

### 三世代同居住宅改修補助金

新婚3年以内の夫婦と、親または祖父母が同居するため住宅を改修する場合、助成金を支給します。

助成対象工事 一戸建て住宅で20万円以上の工事 ※一部助成外となる工事あり。

助成額 工事費の2分の1(上限36万円)

支給対象者 同居する新婚夫婦のどちらか一方の年齢が40歳未満(申請時の年齢)等の要件を満たす方。

申請方法 契約前に申請の可否を企画財政課に確認 した後、必要書類を添付し申請する。

申請受付期限 平成28年3月31日

詳しい要件等は、下記までお問い合わせください。

○問い合わせ…企画財政課企画調整係
☎(55)5090

# 暮らす 2

### 新婚世帯家賃助成

市内のアパート等に居住されている新婚3年以内の方に、新婚世帯家賃助成金を支給します。(平成25年4月1日~平成28年3月31日までにアパート等の契約をされた方に限る。)

助成額 月額1万円(最長36月)※家賃が1万円未満の場合は、家賃の額を上限とする。

**支給対象者** 新婚夫婦のどちらか一方の年齢が40歳 未満等の要件を満たす方。

申請方法 支給申請書に必要書類を添付し、企画財 政課まで提出してください。

申請受付期限 平成28年3月31日

